

守山市企業内人権教育推進協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、守山市企業内人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、企業が積極的に人権教育に取り組むことが、民主的な職場をつくる出発点であり企業自身が成長していく要因であることの認識に基づき、自主的かつ継続的に同和問題をはじめとするあらゆる差別にかかる人権教育を推進し、問題の解決を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、守山市内に所在する企業・事業所の代表者および人権問題研修窓口担当者（以下「会員」という。）で組織する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 企業内人権教育推進にかかる基本構想を策定すること。
- (2) 企業内人権教育推進にかかる情報を交換すること。
- (3) 会員の人権教育研修に関すること。
- (4) その他、企業内人権教育の推進に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 7人
- (4) 監 事 2人

(役員を選任)

第6条 役員は総会において選任する。ただし、任期途中で会長又は副会長に事故あるときは理事会において選任することができる。

- 2 理事・監事の選出は輪番制を基本とし、これについては別に理事会が定める役員等選出規約によるものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、会長および副会長とともに、協議会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計および会務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、会長、副会長については再任を妨げない。

2 会長又は副会長が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会に総会および理事会を置く。

(総会)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画および予算の決定に関する事。

(2) 事業報告および決算の承認に関する事。

(3) 会則の改廃に関する事。

(4) 役員選任に関する事。

(5) その他、重要な事項に関する事。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事および監事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 事業の企画運営に関する事。

(3) 総会から委任された事項に関する事。

(4) その他、会長が必要と認める事項に関する事。

3 前条第2項および第3項の規程は、理事会にて準用する。

(部会)

第12条 会長は、運営上必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 前項に規程する部会に関する規定は、理事会が別に定める。

(会計)

第13条 本会の費用は、会費、補助金およびその他の収入をもって充てる。なお、会費は、年会費3,000円とする。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、都市経済部商工観光課に置く。

付 則

1 この会則は、平成 10 年 10 月 14 日から施行する。

2 この会則の日以降、最初に選出された役員の任期は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この会則は、平成 12 年 6 月 2 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 16 年 5 月 27 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 19 年 5 月 23 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

経過措置

平成 25 年度の役員選出については、従前の例による。

付 則

この会則は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、令和 3 年 4 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。